

令和8年度 中山町

木造住宅除却費支援事業補助金のご案内

木造住宅除却工事費
最大補助額

70万円

●補助対象の住宅

中山町内の2階建て以下の木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの又は簡易耐震診断により倒壊の危険性があると判断できるもので、1年以上空き家となっていないもの。ただし、店舗等を兼ねる場合は、店舗等の床面積が2分の1未満のものに限ります。

●建築の時期

昭和56年5月31日以前に建築基準法に規定する確認を受けて建築されたもの。

●補助対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 補助対象の住宅を所有する個人又は法人
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 申請年度の3月10日までに実績報告書を提出できる方
- (4) 暴力団又は、暴力団と密接な関係者でないこと。

●補助金の額

補助対象経費	補助額
除却工事に要する経費 (事務手続き費用除く)	補助対象経費の23%に相当する額で50万円を限度とする。ただし、同一敷地内での現地建替えを前提とした除却工事の場合は限度額70万円

●注意点

- (1) 耐震診断又は簡易耐震診断の結果に基づかない除却工事は補助対象外です。
- (2) 小屋や車庫等の住宅付帯建築物に類するものの除却工事は補助対象外です。
- (3) これまでに中山町木造住宅耐震改修事業補助金の交付を受けて耐震改修工事が行われた住宅は対象外です。
- (4) 補助金の交付は1敷地につき1回限りです。
- (5) 補助金の交付が決定される前に着手された除却工事は補助対象外です。

▽裏面に続きます

●令和8年度の申請受付について

【申請受付期間】

令和8年4月22日（水）～ 先着順

【申請受付予定件数】

おおむね 3件

【申請書配布場所】

中山町役場2階 建設課建設整備グループ

町のホームページからもダウンロードできます。

※一連の申請手続きを年度末までに完了しなければなりませんので、工事期間をよくご検討いただき、余裕をもって申請してください。



まずは住宅の耐震診断を！

交付申請を行う前に、まずはお住いの住宅の耐震診断をお願いします。専門家による耐震診断や簡易的な耐震診断を実施することでお住いの住宅の耐震性がどの程度あるのか、その結果に応じた住宅への手当てを検討することが重要となります。

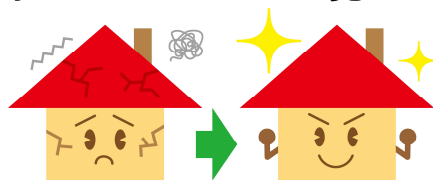
お気軽にご相談ください！

補助金の活用には、個々のケースに応じ、住宅所有者だけでなく関連する利害関係者との事前調整が必要な場合や、住宅の立地する区域によっては様々な法的規制を受ける場合があります。申請手続きから工事完了までをスムーズに進行させるためにも事前相談をお願いします。また、住宅の耐震に関する各種相談も受付しておりますのでお気軽にご相談ください。

合わせてご活用ください！

除却工事に関する補助金のほか、町では住宅の耐震等に関する以下の補助メニューを設けています。特に木造住宅耐震診断士派遣事業補助金については、耐震診断のプロによる専門的な耐震診断を大変安価に受けられる設定としております。この機会に積極的な活用をご検討ください。各補助制度の詳細は町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

- ・木造住宅耐震診断士派遣事業補助金
- ・木造住宅耐震改修等事業費補助金
- ・ブロック塀等撤去支援事業補助金



申請・お問い合わせ

〒990-0411 東村山郡中山町大字長崎120番地
中山町 建設課建設整備グループ ☎023-662-2116（直通）

このリーフレットは、補助制度の概要を示したものです。詳細については、町ホームページ『中山町木造住宅除却費支援事業補助金について』をご覧ください。